令和4年度グリーン購入法基本方針説明会資料

環境物品等の調達の推進に関する 基本方針の変更について

環境省大臣官房環境経済課













本資料の内容

1. グリーン購入法の概要

2. 特定調達品目に係る判断の基準等の変更について







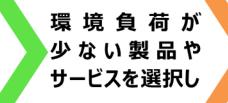
グリーン購入とは

- ①購入の必要性を十分に考え
- ② 必要な場合は品質や価格だけでなくできるだけ環境への負荷の 少ない製品やサービスを
- ③環境負荷の低減に努める事業者から優先的に購入

環境問題を消費者の適切な選択により解決することができる実践的な取組



必要性を 十分考え



環境負荷の 低減に努める 事業者から 優先的に購入



1. グリーン購入法の概要



目的(法第1条)

環境負荷の低減に資する物品・役務 (環境物品等)について、



- 国等の公的部門における調達の推進
- 環境物品等に関する情報の提供 等



環境物品等 への需要の 転換の促進



環境負荷の少ない持続的発展が 可 能 な 社 会 の 構 築



国及び独立行政法人等

責務、基本方針、 調達方針等

責務(法第3条)

- 国等の機関による環境物品等の選択
 - ▶ 環境物品等への需要の転換の促進
- ❷ グリーン購入の推進のため普及・啓発等の措置
 - **▶** 事業者・国民への働きかけ

「基本方針」の策定(法第6条) グリーン購入の推進に関する基本的事項等



- ◇重点的に調達を推進すべき環境 物品の種類(<u>特定調達品目</u>)
- ◇判断の基準及び基準を満たす物品等(特定調達物品等)の調達の推進に関する事項 等

各省各庁の長等及び独立行政法人等の長は、

- → 毎年度、基本方針に即してグリーン購入の調達 方針を定め・公表(法第7条)
- → 調達方針に基づき調達を推進
- → 調達実績の概要を取りまとめ・公表・環境大臣 に通知(法第8条)



(取組が不十 分な場合) 環境大臣が 各大臣等に 必要な要請 (法第9条)



地方公共団体等

責務(法第4条) ●グリーン購入の推進のための措置を講ずる

地方公共団体等のグリーン購入の推進(法第10条)

- → 調達方針の作成
 - ➡ 特定調達品目については、調達を推進する環境物品等として定めるよう努める
- → 調達方針に基づき調達を推進

事業者・国民

責務(法第5条) ●可能な限り環境物品等の選択に努める



調達に当たっての配慮(法第11条)

環境物品等の調達を理由として、物品等の調達量の総量を増やす ことのないよう配慮

情報の提供(法第12条、13条)

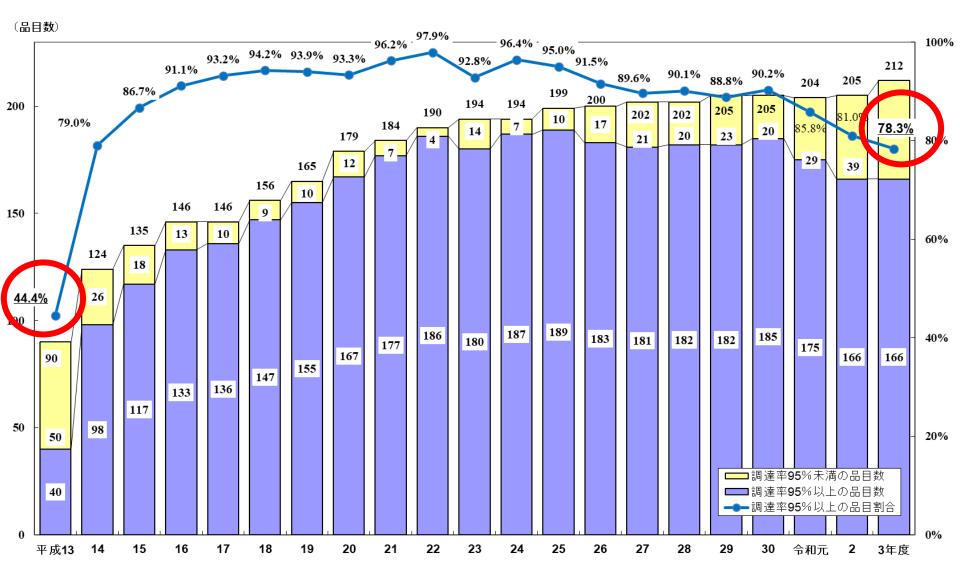
- 事業者は物品等の購入者に対し適切な環境情報の提供
- 環境ラベル等の情報提供団体は科学的知見、国際的整合性を踏まえた情報の提供

情報の整理等(法第14条、附則2項)

- 〇 国は上記で提供された環境情報を整理、分析して提供
- 政府は適切な情報提供体制のあり方について引き続き検討

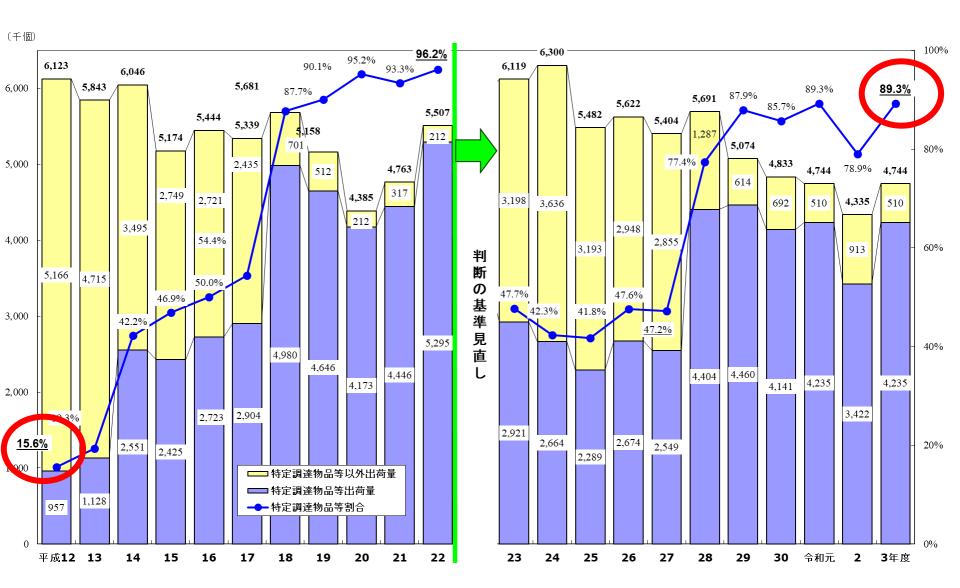


国等の機関の調達実績の推移



特定調達物品の国内販売量及び割合

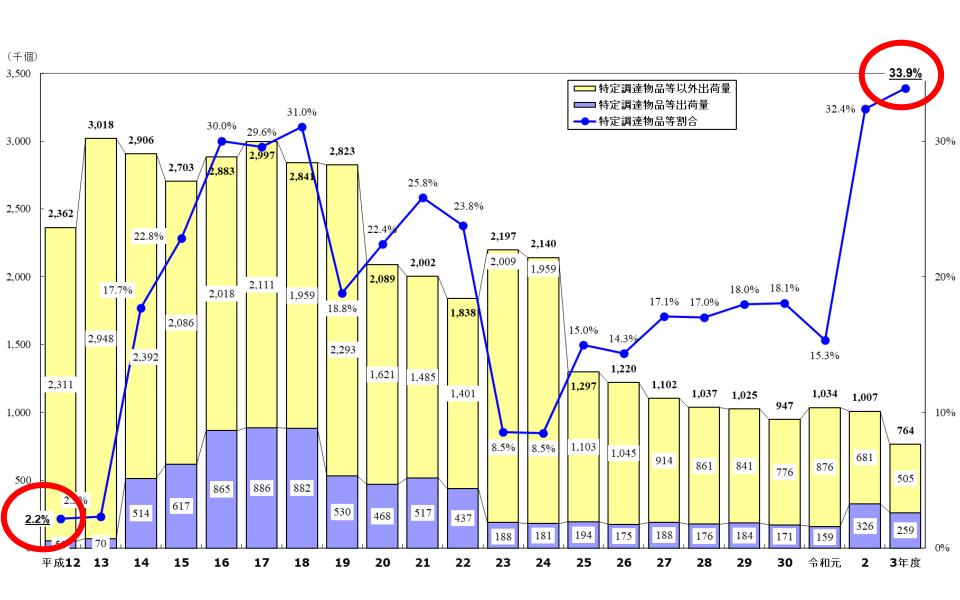




ステープラーの国内販売量及び特定調達物品の割合の推移

特定調達物品の国内出荷量及び割合





定規の国内出荷量及び特定調達物品の割合の推移

判断の基準と配慮事項



判断の基準

- **◇** グリーン購入法第6条第2項第2号に規定する特定調達物品等である ための基準
 - **→** ライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷の低減を考慮
 - → 特定調達品目ごとの判断の基準は数値等の明確性が確保できる事項 について設定 ⇒ より高い環境性能に基づく調達を推進する観点 から、同一事項において複数の基準値を設定
 - → 各機関の調達方針における毎年度の調達目標の設定の対象となる物品等を明確にするために定められるもの
 - より高い環境性能を示すものとして

○ 最低限満たすべきものとして

「基準値1」 「基準値2」

配慮事項

- 参 特定調達物品等であるための要件ではないが、調達に当たって、更に配慮することが望ましい事項
 - → 現時点で判断の基準として一律に適用することが適当でない事項であっても環境負荷低減上重要な事項

2	判断の基準	グリーン購入法第6条第2項第2号に規定する特定調達物品等(グリーン購入法に適合する物品・サービス)であるための基準
	基準値 1	判断の基準において同一事項に複数の基準値を設定している場合に、当該事項におけるより高い環境性能の基準値であり、可能な限り調達を推進していく基準として示すもの
	基準値 2	判断の基準において同一事項に複数の基準値を設定している場合に、各機関において調達を行う最低限の基準として示すもの
	配慮事項	特定調達物品等であるための要件ではないが、特定調達 物品等を調達するに当たって、更に配慮することが望ま しい事項

令和3年度における2段階基準による発注実績等



- 2段階基準について
 - → より高い環境性能に基づく調達を推進する観点から、<u>電気冷蔵庫等3品目、エアコンディショナー(業務用)、LED照明器具(投光器、防犯灯を除く)、</u>自動車6品目及び太陽熱利用システムについて、2段階の判断の基準を設定
- 2段階基準に係る調達目標設定の取扱い
 - → 目標値=(基準値1の台数+基準値2の台数)/調達総量(台数)(%)
 - → 基準値1及び基準値2の個別の目標値設定は任意。ただし、調達実績は基準値 1及び基準値2の発注ごとに集計することとしている
- 令和3年度における主な品目の基準値1及び基準値2による発注実績

<u>電気冷蔵庫等3品目</u>

基準値1で発注7,532台、基準値2で発注1,794台(基準値1の割合80.8%)

エアコンディショナー(業務用)

基準値1で発注2,824台、基準値2で発注316台(同89.4%)

LED照明器具

基準値1で発注85,491台、基準値2で発注19,600台(同81.3%)

<u>自動車6品目</u> 注:自動車6品目については「電動車等」及び「電動車等以外」で調達量を集計 電動車等の調達2,659台、電動車等以外の調達1,979台(電動車等57.3%)

令和5年度における2段階基準設定品目一覧



2段階の判断の基準の設定品目一覧

分 野	品目
画像機器等	コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機(令和5年度より 新規。ただし、基準値1の適用について1年間の経過措置を設定)
家電製品(電気冷蔵庫等)	電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫
エアコンディショナー等	業務用エアコンディショナー (令和5年度より新基準を設定)
照明	LED照明器具(投光器及び防犯灯を除く)
自動車等	○ 小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等、トラクタ○ 乗用車用タイヤ
インテリア・寝装寝具	タイルカーペット (令和5年度より新規)
設備	太陽熱利用システム

カーボンニュートラルに向けて「基準値1」による率先的な調達を期待

温室効果ガス排出削減に寄与する品目を中心に<u>2段階の判断の基準の設定を積極的に推進</u>



2. 特定調達品目に係る判断の基準等の変更について

- ① 令和4年度の主な見直しのポイント
- ② 特定調達品目の新規追加
- ③ その他の判断の基準等の見直し品目

基本方針前文の改定



基本方針(前文)にサプライチェーン全体の温室効果ガス排出削減の観点から、物品等の<u>定量的環境情報の適切な算定・</u> 開示に係る記載の追加等

【定量的環境情報に関連する該当箇所(抜粋)】

○ さらに、物品等の定量的環境情報は、サプライチェーン全体での温室効果ガス 排出削減を促進する観点から、国の策定するカーボンフットプリントの算定方 法等に関するガイドラインに準拠し、可能な限り実績値を使用して算定され、 適切に開示がなされたものが適当であると考えられる。各機関は、このガイド ラインに則した定量的環境情報が整備された品目から先行して、温室効果ガス の排出量が少ない製品を優先的に選択するよう努めることとする(p.6)。

新規追加、削除又は判断の基準等の見直し一覧



分野	品目
紙類 (2)	塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙
文具類 (2)	布粘着テープ(プラスチック製クロステープを含む。)、ノート
オフィス家具等(<mark>2</mark>)	<u>個室ブース</u> 、 <u>ディスプレイスタンド</u>
画像機器等(3)	コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機
家電製品(5)	電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫、テレビジョン受信機、電気 便座
エアコンディショナー (<mark>2</mark> ・ <u>1</u>)	家庭用エアコンディショナー、業務用エアコンディショナー (エアコンディショナーを家庭用と業務用に分割)
照明(2· <u>1</u>)	LED照明器具、電球形LEDランプ、 <u>蛍光ランプ(40</u> 形直管蛍光ランプ)
消火器(1)	消火器
インテリア・寝装寝具(5)	タフテッドカーペット、タイルカーペット、織じゅうたん、ニードルパ ンチカーペット、ベッドフレーム
設備(2・ <u>1</u>)	太陽光発電システム、日射調整フィルム、 <mark>低放射フィルム</mark>
役務(9 ・ <u>1</u>)	印刷、機密文書処理、輸配送、旅客輸送、クリーニング、飲料自動販売機 設置、引越輸送、会議運営、印刷機能等提供業務、 <u>蛍光灯機能提供業務</u>

注1:品目の<u>赤字</u>は新規追加品目、<u>青字</u>は削除品目。分野の()内の数字は見直し品目数(<u>赤字</u>は新規追加品目数、<u>青字</u>は削除品目数)

注2:文具類及びオフィス家具等に係る共通の判断の基準等の見直しは品目数に含めていない

注3:カーボンフットプリントに係る判断の基準等の見直しは**27枚目**のスライド参照



令和4年度における特定調達品目に係る判断の基準等の見直し等

4品目の新規追加・2品目の削除32品目の判断の基準等の見直し



22分野287品目



- ① 令和4年度の主な見直しのポイント
 - a. カーボンフットプリントを算定した製品等及び カーボン・オフセットされた製品等の取扱いに ついて
 - b. 印刷用紙に係る判断の基準等の見直しについて
 - c. 文具類に係る判断の基準等の見直しについて
 - d. オフィス家具等に係る判断の基準等の見直しに ついて
 - e. 太陽光発電システムに係る判断の基準等の見直 しについて
- ② 特定調達品目の新規追加
- ③ その他の判断の基準等の見直し品目



- ① 令和4年度の主な見直しのポイント
 - a. カーボンフットプリントを算定した製品等及び カーボン・オフセットされた製品等の取扱いに ついて
 - b. 印刷用紙に係る判断の基準等の見直しについて
 - c. 文具類に係る判断の基準等の見直しについて
 - d. オフィス家具等に係る判断の基準等の見直しに ついて
 - e. 太陽光発電システムに係る判断の基準等の見直 しについて
- ② 特定調達品目の新規追加
- ③ その他の判断の基準等の見直し品目

カーボン・オフセットの活用等の背景



■ カーボン・オフセットの活用

- ① 地球温暖化対策計画(令和3年10月閣議決定)におけるJ-クレジット の位置づけ
 - 2050年カーボンニュートラル(2030年度に2013年度比▲46%、さらに▲50%の 高みに挑戦)を目指す地球温暖化対策計画において「<u>J-クレジット制度の活性化</u>」を 「目標達成のための分野横断的な施策」として位置づけ
 - J-クレジット制度は、信頼性・質の高いクレジット制度として認知されており、2050年カーボンニュートラルの実現を目指す上でも必要な制度
 - 特に「国の率先的取組」において「カーボン・オフセットを含め、温室効果ガスの排出削減に資する製品をはじめとする環境物品等への需要の転換を促すため、グリーン購入法に基づき、国は環境物品等の率先的調達を行う」こととされている
- ② カーボン・プライシング等における議論
 - グリーン成長戦略(令和3年6月)においてはカーボンフリー価値の取引市場や<u>J-クレ</u> ジットによる取引市場を整備しており、更なる強化を検討するとされている

カーボン・オフセットの取組の推進、国や地方公共団体、民間等におけるJ-クレジット活用による需要拡大等が求められており、グリーン購入法においても、こうした**カーボ**ン・オフセットの活用や需要の拡大に向けた取組に可能な限り寄与することが必要

カーボン・オフセットの活用について



- 地球温暖化対策計画等に掲げられたカーボン・オフセットの活用に向け 令和3年度の検討においてグリーン購入法における考え方を整理
 - → グリーン購入法に基づき特定調達品目に係る判断の基準等を設定し、当該品目の調達を進めることから、当面「オフセット製品・サービス」を対象に検討
 - → 以下の4つをグリーン購入法におけるカーボン・オフセットされた製品等の要件として整理
 - ① カーボン・オフセットされた製品等として市場に供給されていること
 - ② **認証されたクレジット (J-クレジットなど)** によるオフセットが必要
 - ③ 第三者機関により製品等のライフサイクル全体の温室効果ガス排出量の検証等を受けるとともに、**温室効果ガス排出全量のオフセット**が必要
 - ④ オフセットされた製品等については当該品目に設定されている**判断の基準の一部又** は全部を満たすものとして取り扱う
 - → 一部の場合の例としては、使用段階におけるエネルギー削減に係る判断の基準に適用すること等が想定される(使用段階以外の判断の基準は満たすことが必要)
 - ◆ クレジットの更なる活用を図るため、対象品目の拡大に向けた方策の検討が必要

カーボン・オフセットの活用に向けてオフセットされた製品等の上市を促すためには、前提として当該製品のカーボンフットプリントが必要

カーボンフットプリントについて



○ 「クリーンエネルギー戦略 中間整理」等を踏まえた取組の方向性

- → サプライチェーン全体での温室効果ガスの排出削減を進めていくためには、脱炭素・低炭素製品が選択されるような市場を創り出していく必要があり、「クリーンエネルギー戦略中間整理」においても、製品排出量等の表示ルールの策定などにより、脱炭素・低炭素製品が選定されるような市場を創出していくこととしている
- → これらを受けて、環境省・経済産業省において「カーボンフットプリントガイドライン (CFPガイドライン)
 」を本年度末を目途に策定・公表する予定
 <ガイドラインにおける主な論点>
 - ① 目的に応じたカーボンフットプリントの取組の在り方
 - ② 既存のカーボンフットプリントの算定ルールで解釈の余地のある箇所等の明確化
 - ③ サプライチェーン上流の削減努力を反映するための一次データの利活用推進
 - ④ 製品間の比較を行う場合の公平性を担保するための検証の在り方
- → ガイドラインの策定により、カーボンニュートラル実現のためのサプライチェーン全体で温室効果ガス排出削減に向けて、排出量が少ない製品等、あるいはカーボン・オフセットされた製品等が選択されるような市場を創出し、我が国の成長につなげる

将来的にはサプライチェーン上流の排出削減が反映される算定方法でカーボンフットプリントが算定・開示され、公共調達において優先的に調達される仕組みが必要

定量的環境情報に関する取扱い



- 今後のCFPガイドラインの策定も見据え、その端緒として<u>定量的環境情</u> 報が開示※された製品等をグリーン購入法において推奨
 - ※ カーボンフットプリント(CFP)やLCAに係るISO(国際規格)に準拠し、ライフサイクルにおける温室効果ガス排出量(温室効果ガス以外の環境負荷に係る環境情報を含む)を算定・開示
 - → 定量的環境情報の算定及び開示はカーボン・オフセットされた製品等を上市又は供給するための前提となることから、当該情報が算定・開示された製品等を評価する
 - → 以下の3つを定量的環境情報の算定及び開示に当たっての考え方として整理
 - ① CFP (ISO 14067) やLCA (ISO 14040) 等に準拠した温室効果ガス排出量の算定方法 (PCR等) に基づき温室効果ガス排出量を算定していること
 - ② 上記①のライフサイクルにおける**温室効果ガス排出量を適切な方法**(製品への表示、 同梱される印刷物、取扱説明書、ウェブサイト等)**により開示**していること
 - ③ 定量的環境情報の算定及び開示を推奨するとともに、温室効果ガス排出量の見える化に取り組む製造事業者等のインセンティブとすること
 - 参 第三者機関による妥当性確認及び検証があることが望ましい
 - □ 定量的環境情報が開示された製品等の存在する品目は、当該業界における取組の進捗等を踏まえ、判断の基準又は配慮事項としての設定について検討
 - □ 今後国によるCFPガイドラインの策定を踏まえ、判断の基準等について検討
 - □ 定量的環境情報の算定・開示には**相応の費用が発生することに留意が必要**

判断の基準等の設定の考え方について



○ 具体的な判断の基準等の設定の考え方

- → 定量的環境情報の算定及び開示について
 - ▶ CFPやエコリーフ等の環境ラベル、ISOに準拠した自己適合宣言等により定量的環境情報が開示された製品等の存在する品目については、当該品目に係る判断の基準又は配慮事項としての設定可能性について検討
 - → 現段階においてCFP等による定量的環境情報が開示された製品等がない品目についても、温室効果ガスの見える化、さらにカーボン・オフセットの活用を促進する観点から、原則として当該品目に係る配慮事項としての設定可能性について検討
 - ▶ 判断の基準の設定については、当該品目に係る取組の進捗、特性等を踏まえ検討
 - ✓ より高い環境性能に基づく調達を推進する観点から、2段階の判断の基準を設定することとし、基準値1として現行の判断の基準を満たすこと(基準値2)に加え、「カーボンフットプリントを算定した製品等」であることを要件
- → カーボン・オフセットされた製品等が市場に供給されている品目
 - → 当該品目に係る配慮事項としての設定可能性について検討し、可能な品目については配慮事項として設定。なお、各品目ともに定量的環境情報の算定及び開示を判断の基準等に設定することを優先
- → 将来的には、CFPガイドラインに基づく算定が行われ、その結果温室効果ガス排出量が 少ない製品等であること等を判断の基準等として設定し、サプライチェーン全体において 排出削減を実現した製品をより評価する方向で検討
 - ▶ 排出削減を進めてなお残余する排出量について、カーボン・オフセットの適用も検討

【参考】CFPに係る2段階の判断の基準について





カーボンフットプリント を算定した製品等

現行の判断の基準に加えより高い環境性能を求めるもの

基準値2

現行の判断の基準

最低限満たすべき基準 【グリーン購入法の判断の基準】

特定調達物品等以外

グリーン購入法の 判断の基準を満たさない

- 【基準値1】カーボンフットプリントを算定した製品等
 - → より高い環境性能に基づく基準として「現行の判断の基準(基準値2)」 に加え「カーボンフットプリントを算定した製品等」であること
- ◎ 【基準値2】現行の判断の基準
 - → 当該品目に係る「現行の判断の基準」を満たすこと

カーボンフットプリント等について



カーボンフットプリントを算定した製品等及びカーボン・オフセットされた製品等 に係る判断の基準等の設定品目一覧(令和5年度より)

分野又は品目	CFP	カーボン・ オフセット	備 考
文具類	0	_	
オフィス家具等	0	0	令和5年度以降業界においてPCRを作成し、 CFP等に取り組む
コピー機等3品目	0	0	基準値1はCFPを算定した製品(経過措置有)
テレビジョン受信機	0	_	
電気便座	0	_	
LED照明器具	0	0	
電球形LEDランプ	0	0	
消火器	0	_	
タイルカーペット	0	0	基準値1はCFPを算定した製品
ニードルパンチカーペット、タフテッドカーペット、織じゅうたん	0	0	

◎:2段階の判断の基準の基準値1として設定 ○:配慮事項として設定 -:設定なし

タイルカーペットへの適用(1/2) 【p.144】



28

- 既に「<u>カーボンフットプリントを算定した製品等</u>」又は「<u>カーボン・オフセットさ</u> れた製品等」が上市されている品目については、原則として配慮事項として設定
- さらに可能な場合はカーボンフットプリントを算定した製品等について**2段階の** 判断の基準の「基準値1」として設定

品目	判断の基準等
タイルカーペット	 【判断の基準】 ○ 基準値1は①及び②の要件を、基準値2は②の要件を満たすこと。 ① 製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ② 未利用繊維、故繊維から得られる繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で25%以上使用されていること。
	【配慮事項】 ① <u>ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。</u> ② 製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

タイルカーペットへの適用(2/2)



備考) 1~10 【略】

- 11 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 12 タイルカーペットに係る判断の基準①、タフテッドカーペット、織じゅうたん及びニードルパンチカーペットに係る配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040)等に準拠したものとする。
- 13 タイルカーペットに係る配慮事項①、タフテッドカーペット、織じゅうたん及びニードルパンチカーペットに係る配慮事項②の「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品」とは、当該製品のライフサイクルにおける温室効果ガス排出量の算定基準に基づき、ライフサイクル全般にわたる温室効果ガス排出量の全部を認証された温室効果ガス排出削減・吸収量(以下本項において「クレジット」という。)を調達し、無効化又は償却した上で埋め合わせた(以下本項において「オフセット」という。)製品をいう。
- 14 オフセットに使用できるクレジットは、当面の間、J-クレジット、二国間クレジット (JCM)、地域版J-クレジットなど我が国の温室効果ガスインベントリに反映できるもの を対象とする。なお、クレジットの更なる活用を図る観点から、クレジットに関する国内 外の議論の動向や市場動向を踏まえつつ、対象品目及び対象クレジットを拡大する等、需 要拡大に向けた検討を実施するものとする。

● 他の品目の「カーボンフットプリントを算定した製品等」又は「カーボン・オフセットされた製品等」に関する備考の記載内容は上記と同様のため以下では



① 令和4年度の主な見直しのポイント

- a. カーボンフットプリントを算定した製品等及び カーボン・オフセットされた製品等の取扱いに ついて
- b. 印刷用紙に係る判断の基準等の見直しについて
- c. 文具類に係る判断の基準等の見直しについて
- d. オフィス家具等に係る判断の基準等の見直しに ついて
- e. 太陽光発電システムに係る判断の基準等の見直 しについて
- ② 特定調達品目の新規追加
- ③ その他の判断の基準等の見直し品目

印刷用紙に係る判断の基準等の見直し



■ 塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙

- → 現行の印刷用紙に係る判断の基準は古紙パルプ配合率をはじめとした指標項目による総合評価値により設定
- → 印刷用紙については古紙需給環境の変化に伴い、グリーン購入法の判断の基準を満たす印刷用紙を中心に調達が困難となる状況が発生したことから、平成31年3月22日付で「グリーン購入法基本方針における印刷用紙の取扱いについて」を関係省庁等連絡会議決定として発出・運用中

印刷用紙の生産等の動向、原料となる古紙の需給状況等に係る統計を整理

- デジタル化の進展、若年層を中心とした消費行動の変化等、短期的には新型コロナの影響も加わり、新聞用紙及び印刷・情報用紙の生産量が大幅に減少
 - ➡ 新聞用紙が2021年に2011年比で38.4%減、印刷・情報用紙が同28.0%減
- 印刷用紙の原料となる**新聞古紙及び模造・色上古紙の<u>大幅な減少が確認</u>され** ており、<u>今後もこの傾向が続く</u>ことが予想
 - ◆ 印刷用紙の古紙原料として競合する新聞古紙の消費割合は横ばいであるが、模造・色上古紙は衛生用紙の原料としての消費割合が大幅に増加

緊急的に令和7年度末までの時限措置として判断の基準を変更

緊急的な印刷用紙に係る判断の基準の設定



- 総合評価値を「80以上」から「70以上」に引き下げ
- 古紙パルプの最低保証の配合率を「<u>60%以上</u>」から「<u>40%以上</u>」に引き下げ
- 今般の判断の基準の変更は**3年間の時限的な措置**
- 製品の市場動向等を踏まえ、<u>令和7年度までに改めて専門委員会を設置し、判断</u> <u>の基準等の見直しについて検討</u>

原料となるパルプの種類	評価値・指標値				
古紙パルプ	$y_1 = x_1 - 10$	$(40 \le x_1 \le 100)$			
森林認証材パルプ又は間伐材等パルプ	$y_2 = x_2 + x_3$	$(0 \le x_2 + x_3 \le 60)$			
その他持続可能性を目指すパルプ	$y_3 = 0.5 \times x_4$	(0≦x₄≦ 60)			



印刷用紙に係る総合評価値(古紙パルプ等)のイメージ

印刷用紙① [p.13]



印刷用紙に係る判断の基準等

品目	判断の基準等
塗工されていない印刷用紙 塗工されている	【判断の基準】 ① 次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. <u>塗工されていないもの</u> にあっては、古紙パルプ配合率、森林認証材パープ制度制会、関係材策がよる利用割合、その他の持続可能性を見た。
印刷用紙	ルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指 した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及び白色度を <u>備考5の算定式</u> により総合的に評価した <u>総合評価値が70以上</u> であるこ と。
	イ. <u>塗工されているもの</u> にあっては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、引用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及び塗工量を <u>備</u> 者5の算定式により総合的に評価した <u>総合評価値が70以上</u> であること。
	②~④ 略

印刷用紙2



印刷用紙に係る判断の基準等

備考) 1~4 【略】

5 総合評価値、評価値、指標値、加算値は以下の式による。

$$Y_1 = (y_1 + y_2 + y_3) + y_4$$

 $Y_2 = (y_1 + y_2 + y_3) + y_5$
 $y_1 = x_1 - 10$ ($40 \le x_1 \le 100$)
 $y_2 = x_2 + x_3$ ($0 \le x_2 + x_3 \le 60$)
 $y_3 = 0.5 \times x_4$ ($0 \le x_4 \le 60$)
 $y_4 = -x_5 + 75$ ($60 \le x_5 \le 75$, $x_5 < 60 \rightarrow x_5 = 60$, $x_5 > 75 \rightarrow x_5 = 75$)
 $y_5 = -0.5x_6 + 20$ ($0 < x_6 \le 10 \rightarrow x_6 = 10$, $10 < x_6 \le 20 \rightarrow x_6 = 20$, $20 < x_6 \le 30 \rightarrow x_6 = 30$, $x_6 > 30 \rightarrow x_6 = 40$)

6~9 【略】

10 <u>令和4年度における印刷用紙に係る判断の基準の見直しは、印刷用紙の原料となる古紙の調達に支障が生じている状況に鑑み、緊急的な措置として令和7年度末までの時限措置とし、令和7年度まで製品の市場動向等を踏まえ検討を行い、適切に見直すものとする。なお、令和4年2月**25**日閣議決定の基本方針で適用していた、見直し前の判断の基準は以下のとおり。</u>

<u>判断の基準①で求める備考5の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。</u>

$$y_1 = x_1 - 10$$
 $(60 \le x_1 \le 100)$
 $y_2 = x_2 + x_3$ $(0 \le x_2 + x_3 \le 40)$
 $y_3 = 0.5 \times x_4$ $(0 \le x_4 \le 40)$

【参考】紙・板紙の品種別生産量の推移



- 新聞用紙は2011年に3,211千~、2021年に1,978千~で1,233千~減(▲38.4%)
- **印刷・情報用紙**は2011年に8,765千~、2021年に6,314千~で2,451千~減(▲**28.0%**)。印 刷用紙は2011年に7,353千√、2021年に5,154千√で2,199千√減(▲29.9%)。内訳は、
 - → 非塗工印刷用紙
- 2,062千 1 $_{>}$ (2011年) $\Rightarrow 1,500$ 千 1 $_{>}$ (2021年) **\triangle27.3%**
- → 微塗工印刷用紙
- 1,291 + 1,
- → 塗工印刷用紙
- 3,747千 1 $_{>}$ (2011年) $\Rightarrow 2,661$ 千 1 $_{>}$ (2021年) **\triangle29.0%**
- **衛生用紙**は2011年に1,780千½、2021年に1,797千½で18千½増(**+1.0%**)
- 段ボール原紙は2011年に8,811千~、2021年に10,131千~で1,320千~増(**+15.0%**)
 - ▶ 新聞用紙及び印刷用紙の大幅減産は、デジタル化の進展、特にスマートフォンの普及に伴う若年層を中心とした消 費行動の変化等が新聞や出版業界の低迷を招くとともに、2020年以降のコロナ禍の影響によるテレワークの普及、 イベント等の中止により、短期的にはパンフレットやカタログなどPR用途等の商業印刷が大幅に減少

単位:千り	2009	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21年
新聞用紙	3,455	3,349	3,211	3,254	3,219	3,134	2,985	2,906	2,779	2,594	2,422	2,061	1,978
印刷•情報用紙	9,120	9,547	8,765	8,420	8,576	8,491	8,384	8,309	8,242	7,871	7,512	5,877	6,314
印刷用紙	7,701	8,069	7,353	7,053	7,253	7,112	7,024	6,919	6,883	6,519	6,098	4,751	5,154
非塗工	2,164	2,148	2,062	1,945	1,954	1,897	1,826	1,834	1,784	1,785	1,691	1,394	1,500
微塗工	1,521	1,552	1,291	1,238	1,299	1,227	1,228	1,156	1,123	1,089	1,025	765	807
かり エー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3,768	4,109	3,747	3,634	3,766	3,755	3,743	3,705	3,753	3,426	3,172	2,418	2,661
特殊	247	260	253	237	234	233	227	224	223	219	210	174	186
情報用紙	1,420	1,478	1,413	1,366	1,323	1,380	1,360	1,390	1,360	1,352	1,413	1,127	1,160
包装用紙	786	904	901	871	880	905	891	877	896	897	899	759	831
衛生用紙	1,776	1,792	1,780	1,767	1,747	1,767	1,766	1,807	1,786	1,776	1,831	1,833	1,797
雑種紙	695	794	790	756	760	821	804	807	877	870	838	681	760
紙計	15,832	16,387	15,446	15,067	15,181	15,118	14,830	14,706	14,581	14,008	13,502	11,212	11,681
段ボール原紙	8,212	8,647	8,811	8,637	8,805	9,096	9,187	9,364	9,682	9,765	9,658	9,701	10,131
紙器用原紙	1,637	1,673	1,696	1,614	1,597	1,593	1,570	1,576	1,597	1,615	1,599	1,378	1,501
雑板紙	587	656	656	638	657	672	642	629	652	668	642	579	625
板紙計	10,436	10,977	11,163	10,890	11,059	11,360	11,398	11,569	11,931	12,048	11,899	11,657	12,258
紙・板紙計	26,268	27,363	26,609	25,957	26,241	26,479	26,228	26,275	26,512	26,056	25,401	22,869	23,939

資料:紙・印刷・プラスチック・ゴム製品統計年報、生産動態統計年報 35

【参考】古紙の品種別消費量の推移(紙向)



- 古紙の品種別消費量(紙向)の推移は下図のとおり
 - ▶ 新聞古紙は2011年に3,723千~」であったが、2021年には2,207千~」へ40.7%の大幅減少

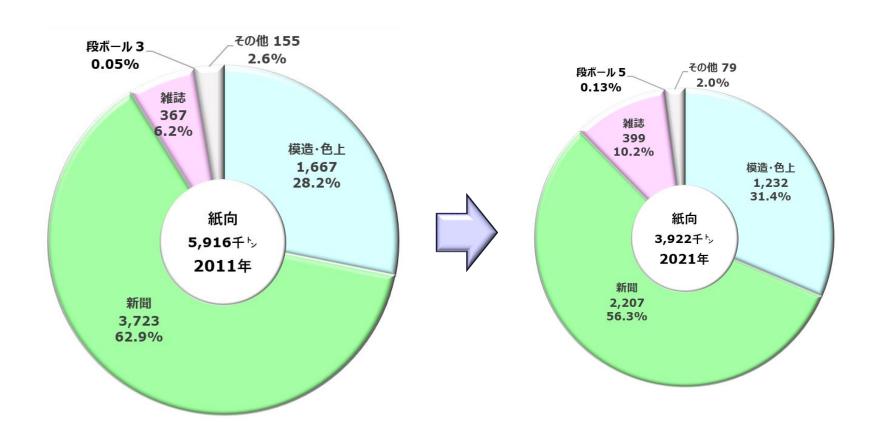


資料:生產動態統計年報

【参考】古紙消費量の品種別割合(紙向)



- 古紙消費量(紙向)の品種別割合(2011年⇒2021年)は下図のとおり
 - ▶ 2011年には新聞古紙が62.9%、以下、模造・色上古紙が28.2%、雑誌古紙が6.2%の順
 - ▶ 2021年には新聞古紙が56.3%、以下、模造・色上古紙が31.4%、雑誌古紙が10.2%の順であるが、紙向の古 紙消費量は2011年比で33.7%減



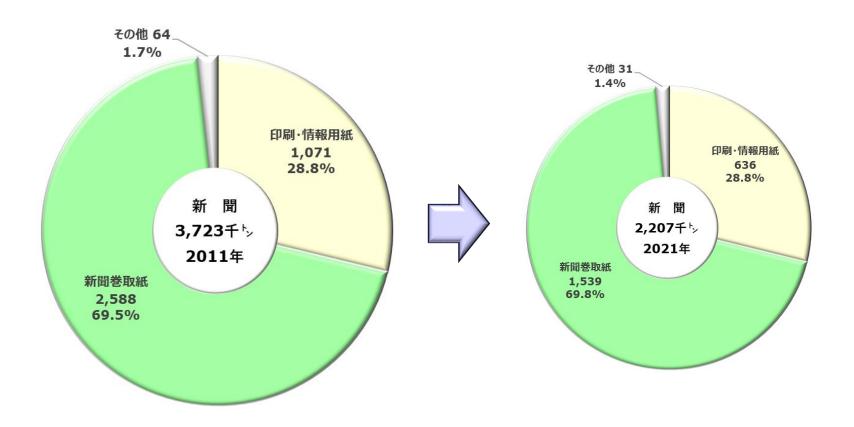
注:**円グラフの大きさが量**を示している。以下円グラフにおいて同じ

資料:生產動態統計年報 37

【参考】新聞古紙の用途別消費量・割合



- 新聞古紙の用途別消費量・割合(2011年⇒2021年)は下図のとおり
 - 新聞巻取紙は2011年に新聞古紙の69.5%を消費、2021年には69.8%の消費と消費割合は概ね横ばい
 - 印刷・情報用紙は2021年に新聞古紙の28.8%を消費、2021年も同じく28.8%と消費割合は横ばい
 - > 新聞古紙の新聞巻取紙の消費量は2011年比40.5%減、印刷·情報用紙の消費量は2011年比40.6%減

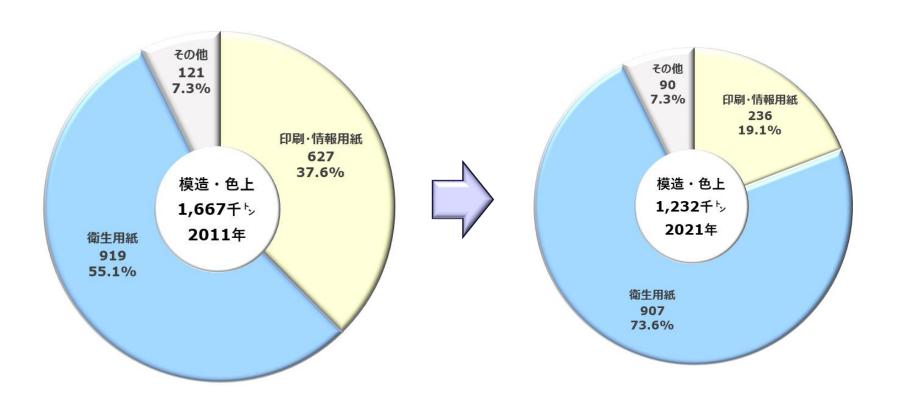


資料: (公財) 古紙再生促進センター 38

【参考】模造・色上古紙の用途別消費量・割合



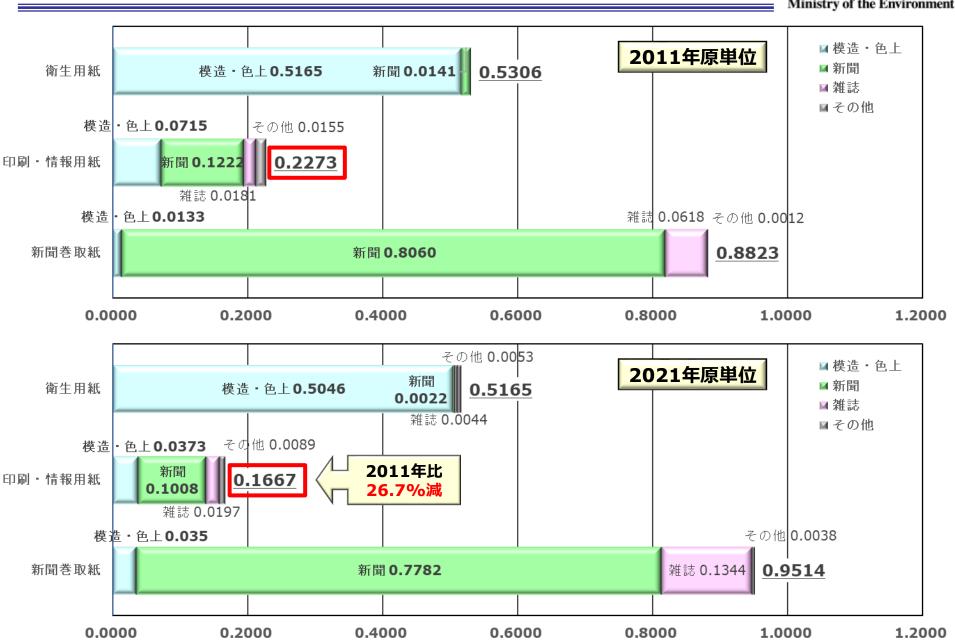
- **模造・色上古紙の用途別消費量・割合(2011年⇒2021年)**は下図のとおり
 - ▶ 衛生用紙は2011年に模造・色上古紙の55.1%を消費していたが、2021年は73.6%と大幅に消費割合を拡大。 消費量は概ね横ばい
 - ▶ 印刷・情報用紙は2021年に模造・色上古紙の37.6%を消費、2021年は19.1%と消費割合がほぼ半減。消費 量では2011年比で62.4%の大幅減



資料: (公財) 古紙再生促進センター 39

【参考】主要製品別古紙品種別消費原単位(推定)🤊





資料: (公財) 古紙再生促進センター 40



- ① 令和4年度の主な見直しのポイント
 - a. カーボンフットプリントを算定した製品等及び カーボン・オフセットされた製品等の取扱いに ついて
 - b. 印刷用紙に係る判断の基準等の見直しについて
 - c. 文具類に係る判断の基準等の見直しについて
 - d. オフィス家具等に係る判断の基準等の見直しに ついて
 - e. 太陽光発電システムに係る判断の基準等の見直 しについて
- ② 特定調達品目の新規追加
- ③ その他の判断の基準等の見直し品目

文具類に係る判断の基準等の見直し



■ 文具類

- → 文具類は令和3年度の定期見直しにおいて新規に2品目を追加するとともに、 文具類共通の判断の基準としてエコマーク認定基準(商品類型No.112)の 活用、文具類共通の配慮事項として単一素材化等の追記、主要材料の定義 の記載等の見直しを実施したところ
- → 一方、主要材料が金属類の場合であって、特に金属の重量比が高い品目・製品についての考え方の整理及び明確化、及び認定プラスチック使用製品の具体的な判断の基準等への反映等について継続的な検討が必要とされたところ
- 「大部分の材料が金属類(金属類が**製品全体重量の<u>95%以上</u>)」について** 新たに文具類共通の判断の基準を設定[※]
 - ▶ リデュース設計、使用後の分解・分別
 - ▶ すべて(100%)金属の場合は判断の基準④アのみを満たすこと
 - ※ 大部分の材料が金属類である品目について<u>1年間の経過措置</u>を設定
- 「粘着テープ(布粘着)」の品目名称を「<u>布粘着テープ(プラスチック製ク</u> <u>ロステープを含む。)</u>」に変更
 - → テープ基材(ラミネート層を除く)についてバイオマスプラスチックに係る判断の基準を新たに設定
- カーボンフットプリントを算定した製品を配慮事項として追加

文具類共通①【p.18】



文具類共通の判断の基準等

品目	判断の基準等
文具類共通	【判断の基準】 ○ 次のいずれかの要件を満たすこと。また、これに加えて、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は②、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。 ①~③ 略 ④ 大部分の材料が金属類の場合は、次の要件を満たすこと。ただし、すべての材料が金属の場合はイの要件を除く。 ア. 原材料の使用量の削減及び部品等の軽量化・減量化が図られるよう製品の設計がなされていること。 イ. 使用後に異種材料間の分解・分別が可能なものであること。ただし、安全性などを考慮し、容易に分解・分別できないことが必要な部品を除く。 ⑤ 略
	【配慮事項】 ①~⑤ 略 ⑥ 製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにお ける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換 算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ⑦~⑨ 略

文具類共通2



文具類共通の判断の基準等

備考) 1~12 【略】

- 13 <u>「大部分の材料が金属類」とは、製品に使用されている金属類が消耗品、粘着部分を除いた製</u> 品全体重量の**95%**以上であるものをいう。
- 14 文具類共通の判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質及び紙を使用している場合並びに大部分の材料が金属類である場合について定めたものであり、大部分の材料が金属類に該当しない場合かつ金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の判断の基準の対象とする品目に含まれないものとする。
- 15 文具類共通の判断の基準④アについては、自社の同等の機能を有する従来品と比較して原材料 の使用量の削減及び軽量化・減量化が図られるよう製品の設計がなされていること又は自社で 定めた製品の機能に関連する重量原単位が削減されるよう設計がなされていることとする。

16~23 【略】

24 文具類共通の判断の基準④については、令和5年度1年間は経過措置を設けることとし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和4年2月**25**日閣議決定)の文具類に係る判断の基準①から判断の基準④のいずれか又は個別の特定調達品目に係る判断の基準を満たす製品は、本項の判断の基準を満たすものとみなすこととする。

■ 文具類の調達に当たって参考となる「グリーン購入法<文具類>の手引」は以下の一般社団法人全日本文具協会のホームページに掲載

http://www.zenbunkyo.jp/green/pdf/green_2023.pdf

布粘着テープ [p.21]



布粘着テープ(プラスチック製クロステープを含む。)に係る判断の基準等

品目

判断の基準等

布粘着テープ (プラスチック 製クロステープ を含む。)

【判断の基準】

● テープ基材(ラミネート層を除く。)については再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。





プラスチック製クロステープ

写真提供:ダイヤテックス株式会社



- ① 令和4年度の主な見直しのポイント
 - a. カーボンフットプリントを算定した製品等及び カーボン・オフセットされた製品等の取扱いに ついて
 - b. 印刷用紙に係る判断の基準等の見直しについて
 - c. 文具類に係る判断の基準等の見直しについて
 - d. オフィス家具等に係る判断の基準等の見直しに ついて
 - e. 太陽光発電システムに係る判断の基準等の見直 しについて
- ② 特定調達品目の新規追加
- ③ その他の判断の基準等の見直し品目

オフィス家具等に係る判断の基準等の見直し



■ オフィス家具等(現行10品目)

- → オフィス家具等はグリーン購入法施行当初から特定調達品目であり、10品目が対象。判断の基準として主要材料ごとに再生材の配合率等を設定
- → さらに大部分の材料が金属類の棚又は収納用什器については棚板の機能重量、 単一素材分解可能率、環境配慮設計が判断の基準として設定
- 新たな判断の基準(OR基準)として<u>エコマーク認定基準(商品類型</u> <u>No.130)を活用</u>(エコマーク認定基準を満たすこと又は同等なものである こと)
 - ▶ グリーン購入の裾野の拡大を図るため選択肢として追加(選択容易性の向上)
- カーボンフットプリントを算定した製品及びカーボン・オフセットされた 製品を配慮事項として追加
 - ▶ オフィス家具等の分野ではカーボン・オフセットされた製品を既に上市している 事業者があり、次年度以降業界内でPCRを作成、CFP等の取組を実施予定

新たに特定調達品目として追加した2品目は「特定調達品目の新規追加」で後述

オフィス家具等共通①【p.30】



オフィス家具等共通の判断の基準等

品目	判断の基準等
オフィス家具等 共通	【判断の基準】 ○ 次の①から④のいずれかの要件及び⑤の要件を満たすこと、又は⑥の要件を満たすこと。ただし、①から④について主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は③ア、イ及びウを、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合は④イの要件をそれぞれ満たすこと。 ① 大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器であって、表 1 に示された区分の製品にあっては、次のア、イ及びウの要件を、それ以外の場合及び大部分の材料が金属類であるディスプレイスタンドにあっては、イ及びウの要件を満たすこと。 ア. 区分ごとの基準を上回らないこと。 イ. 単一素材分解可能率が90%以上であること。 ウ. 表 2 の評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。 ②~⑤ 略 ⑥ エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。

オフィス家具等共通2



オフィス家具等共通の判断の基準等

品目	判断の基準等
オフィス家具等 共通	【配慮事項】 ①~⑤ 略 ⑥ 製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ⑦ ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。 ⑧及び⑨ 略

備考) 1~11 【略】

12 判断の基準⑥の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が 運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型No.130「家具 Version2」に係る認定 基準をいう。

13~17 【略】



① 令和4年度の主な見直しのポイント

- a. カーボンフットプリントを算定した製品等及び カーボン・オフセットされた製品等の取扱いに ついて
- **b.** 印刷用紙に係る判断の基準等の見直しについて
- c. 文具類に係る判断の基準等の見直しについて
- d. オフィス家具等に係る判断の基準等の見直しに ついて
- e. 太陽光発電システムに係る判断の基準等の見直 しについて
- ② 特定調達品目の新規追加
- ③ その他の判断の基準等の見直し品目

太陽光発電システムに係る判断の基準等の見直し



■ 太陽光発電システム

- → 太陽光発電システムはグリーン購入法施行時より特定調達品目
- → 当初は普及を目的としており判断の基準は定義のみ。その後、エネルギーペイバックタイム、情報開示等について規定する現行の判断の基準等に変更
- → さらに太陽電池モジュールのセル実効変換効率に係る基準を追加・強化、環境配慮設計の事前評価を判断の基準に設定する等の見直しを実施
- → 政府実行計画においては、2030年度の設置可能な建築物(敷地を含む)の 約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目標として設定
- 保守点検・修理及び維持管理に係る判断の基準を見直し(安定稼働)
 - ▶ 太陽光発電モジュール及び周辺機器に係る情報開示項目として「保守点検」及び 「修理」について「範囲、内容」を示すことを求めているところ。今般の見直し において「維持管理」を新たに項目とするとともに、各項目に「体制」を追加
- 「修理及び部品交換が容易である等の設計」がなされていることを配慮事項 から格上げし、新たに判断の基準として設定(長期使用)
 - ▶ 太陽電池モジュールは、現行の判断の基準において環境配慮設計の実施を求めているが、モジュール以外の機器についても長期使用に係る設計を求めるもの
- 調達機関に対する留意事項としてレジリエンスの強化を含めた**蓄電池設備の** 導入検討、保守点検・修理及び維持管理の実施、設備更新等の検討を記載

太陽光発電システム①【p.163】



太陽光発電システムに係る判断の基準等

 品 目 太陽光発電システム(公共・産業用) ② 太陽電池モジュール及び周辺機器について、表2に示された項目について、情報が開示され、ウエブサイト等により、容易に確認できること。 → 発電システムの安定的・効率的な使用を図る観点から、表2の「保守点検・修理、維持管理の要件」において「維持管理」を新たに項目として設定するとともに、各項目に「体制」を追加 ③~⑦ 略 ⑧ 修理及び部品交換が容易である等長期使用が可能となる設計がなされている 	
 テム(公共・産業用) ② 太陽電池モジュール及び周辺機器について、表2に示された項目について、情報が開示され、ウエブサイト等により、容易に確認できること。 → 発電システムの安定的・効率的な使用を図る観点から、表2の「保守点検・修理、維持管理の要件」において「維持管理」を新たに項目として設定するとともに、各項目に「体制」を追加 ③~⑦ 略 ⑧ 修理及び部品交換が容易である等長期使用が可能となる設計がなされている 	判断の基準等
 → 長期使用の観点から、配慮事項から格上げし、新たに判断の基準として設定 【配慮事項】 ① 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用が容易になるよう設計がなされていること。 ②~⑧ 略 	 ① 略 ② 太陽電池モジュール及び周辺機器について、表2に示された項目について、情報が開示され、ウエブサイト等により、容易に確認できること。 → 発電システムの安定的・効率的な使用を図る観点から、表2の「保守点検・修理、維持管理の要件」において「維持管理」を新たに項目として設定するとともに、各項目に「体制」を追加 ③~⑦ 略 ⑧ 修理及び部品交換が容易である等長期使用が可能となる設計がなされていること。 → 長期使用の観点から、配慮事項から格上げし、新たに判断の基準として設定 【配慮事項】 ① 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用が容易になるよう設計がなされていること。

太陽光発電システム②



太陽光発電システムに係る判断の基準等

備考) 1~4 【略】

- 5 判断の基準⑧の「長期使用が可能となる設計」とは、自社の同等の性能を有する従来機種と比較して、部品・材料の耐久性の向上、消耗品や部品の交換性の向上、保守・修理の容易化等を図るための設計がなされることにより、太陽光発電システムの長期使用を促すことをいう。ただし、架台等の従来機種と比較して耐久性の向上等を確認することが困難な場合は当該評価項目を除く。なお、長期使用のための保守点検・修理、維持管理に係る範囲、体制及び内容に関する情報提供ついては、判断の基準②において担保すること。
- 6 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア 【略】

イ. 調達に当たっては、発電に係る機器の設置条件・方法を十分勘案し、設置に当たっては 太陽光発電システムの長期使用等を踏まえつつ、架台の部分が過剰に大きくなることを 避けるなど適切な設計を行うこと。

ウ及びエ 【略】

- オ. <u>太陽光発電システムの更なる有効利用及び災害時のレジリエンス強化の観点から、蓄電</u> 池設備の導入について検討を行うこと。
- カ. <u>太陽光発電システムによる長期安定的かつ効率的な発電が可能となるよう、適切に保守</u> <u>点検・修理及び維持管理を実施すること。また、必要に応じ、設備の更新について検討</u> を行うこと。
- キ【略】

太陽光発電システム③



表2 太陽光発電装置機器に係る情報開示項目

区 分	項目	確認事項
太陽電池モジュール	発電電力量の推定方法 の提示(基準状態)	年間の推定発電電力量 算定条件(用いた日射量データ、太陽電池及びパワーコン ディショナの損失等)
	基準状態での発電電力	影の影響、日射条件(モジュールへの影のかかり方や日射条件と発電量の下がり方の対応について、具体的に記載)
		温度の影響(モジュールの温度と発電量の下がり方の対応に ついて具体的に記載)
		その他(配線、受光面の汚れによる損失等、具体的に記載)
	パワーコンディショナ	形式、定格容量、出力電気方式、周波数、系統連結方式等
周辺機器	接続箱	形式 等
	連係保護装置	可能となる設置方法
	二次電池	使用の有無、(有の場合)回収・リサイクル方法
保守点検・修理、 維持管理の要件	保守点検	範囲、 <u>体制、</u> 内容
	修理	範囲、 <mark>体制、</mark> 内容
	維持管理	<u>範囲、体制、内容</u>
モジュール及び 周辺機器	廃棄	廃棄方法、廃棄時の注意事項(使用済製品が最終処分された際の適正処理に必要な情報等)等
	保証体制	保証履行期限等



- ① 令和4年度の主な見直しのポイント
 - a. カーボンフットプリントを算定した製品等及び カーボン・オフセットされた製品等の取扱いに ついて
 - b. 印刷用紙に係る判断の基準等の見直しについて
 - c. 文具類に係る判断の基準等の見直しについて
 - d. オフィス家具等に係る判断の基準等の見直しに ついて
 - e. 太陽光発電システムに係る判断の基準等の見直 しについて
- ② 特定調達品目の新規追加
- ③ その他の判断の基準等の見直し品目

【新規】個室ブース及びディスプレイスタンド※ぐ



■ 個室ブース及びディスプレイスタンド

- → 2020年以降の新型コロナウイルス感染症拡大への対策として、在宅勤務・ テレワークが官民を問わず浸透
- → 特に、Web会議の一般化に対応し、国及び独立行政法人等においても個室 ブースや会議内容等を投影するディスプレイ用のスタンド(ディスプレイス タンド)の調達機会・調達量ともに大幅に伸長しているところ
- → テレワーク等の実施に伴い導入される物品等についても可能な限り環境負荷 低減が図られることが重要
- 「<u>個室ブース</u>」及び「<u>ディスプレイスタンド</u>」の<u>2品目</u>を新たに<u>特定調達品</u> <u>目に追加</u>するとともに、<u>オフィス家具等共通の判断の基準等を適用</u>
 - **▶** 2品目の追加によりオフィス家具等は**12品目**

【参考】個室ブース及びディスプレイスタンド





個室ブース(クローズ型)



個室ブース (セミクローズ型) 【天井や床のないもの】





ディスプレイスタンド

写真提供:一般社団法人日本オフィス家具協会

【新規】低放射フィルム



■ 低放射フィルム

- → 現行の基本方針においては屋内の冷房効果を高める目的で日射遮蔽機能を有する "日射調整フィルム"を対象
- → 断熱効果を高めるための製品の開発も進展しているところであり、冬季における空調負荷低減の観点から、断熱を目的とした製品について特定調達品目の対象として追加可能性を検討
- <u>遮熱機能</u>があり、かつ窓を通しての熱の損失を防止する<u>断熱機能</u>を有する 「<u>低放射フィルム</u>(断熱フィルム)」を新たに<u>特定調達品目に追加</u>
 - ▶ 判断の基準はJIS A 5759の規格を準用



資料:日本ウインドウ・フィルム工業会

低放射フィルム① [p.172]



低放射フィルムに係る判断の基準等

品目	判断の基準等
低放射フィルム	【判断の基準】 ① 日射調整フィルムにあっては、次の要件を満たすこと。 ア. 遮蔽係数は0.7未満、かつ、可視光線透過率は10%以上であること。 イ. 熱貫流率は5.9W/(㎡・K)未満であること。 ② 低放射フィルムにあっては、次の要件を満たすこと。 ア. 可視光線透過率は60%以上であること。 イ. 熱貫流率は4.8W/(㎡・K)以下であること。 ③ 日射調整性能及び低放射性能について、適切な耐候性が確認されていること。 ④ 貼付前と貼付後を比較して環境負荷低減効果が確認されていること。 ⑤ 上記①、③及び④並びに②から、③及び④について、ウェブサイト等により容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。 ⑥ フィルムの貼付について、適切な施工に関する情報開示がなされていること。 【配慮事項】 ○ 遮蔽係数が可能な限り低いものであること。

低放射フィルム②



備考) 1 【略】

- 2 <u>「低放射フィルム」とは、建築物の窓ガラスに貼付するフィルムであって、断熱機能を</u> 持ったフィルムをいう。
 - 3及び4 【略】
- 5 日射調整性能及び低放射性能の「耐候性」の確認とは、JIS A 5759に規定された耐候性 試験において1,000時間の試験を実施し、日射調整性能については、遮蔽係数の変化が判断の基準①アに示されたものから ± 0.10 の範囲であること、また、低放射性能について は、熱還流率の変化が判断の基準②イに示されたものから ± 0.40 W/(m^2 ·K)の範囲であること。
 - 6及び7 【略】



① 令和4年度の主な見直しのポイント

- a. カーボンフットプリントを算定した製品等及び カーボン・オフセットされた製品等の取扱いに ついて
- b. 印刷用紙に係る判断の基準等の見直しについて
- c. オフィス家具等に係る判断の基準等の見直しに ついて
- d. 太陽光発電システムに係る判断の基準等の見直 しについて
- ② 特定調達品目の新規追加
- ③ その他の判断の基準等の見直し品目

判断の基準等の見直し品目一覧【再掲】



分野	品目
紙類(2)	<u>塗工されていない印刷用紙</u> 、 <u>塗工されている印刷用紙</u>
文具類(2)	<u>布粘着テープ(プラスチック製クロステープを含む。)</u> 、ノート
画像機器等(3)	<u>コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機</u>
家電製品(5)	電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫、 <u>テレビジョン受信機</u> 、 <u>電気</u> 便座
エアコンディショナー (1)	家庭用エアコンディショナー、業務用エアコンディショナー (エアコンディショナーを家庭用と業務用に分割)
照明(2)	<u>LED照明器具</u> 、 <u>電球形LEDランプ</u>
消火器(1)	<u>消火器</u>
インテリア・寝装寝具(5)	<mark>タフテッドカーペット</mark> 、タイルカーペット、織じゅうたん、ニードルパ ンチカーペット、ベッドフレーム
設備(2)	<u>太陽光発電システム</u> 、日射調整フィルム
役務(9)	印刷、 <u>機密文書処理、輸配送、旅客輸送、クリーニング</u> 、 <u>飲料自動販売</u> 機設置、 <u>引越輸送</u> 、 <u>会議運営</u> 、印刷機能等提供業務

注1:分野の()内の数字は見直し品目数。<u>赤字</u>は既述。<u>緑字</u>は以下の「その他の判断の基準等の見直し 品目」において見直し内容を記載

注2:文具類のノート及び役務の印刷については印刷用紙に係る判断の基準の変更に伴う見直し。印刷機能等提供業務はコピー機等3品目に係る判断の基準等の変更に伴う見直し

注3:電気冷蔵庫等3品目については経過措置の終了。日射調整フィルムについては「低放射フィルム」の 新規追加の伴う見直し

注4:エアコンディショナーは家庭用と業務用に分割。本年度の見直し品目数は1品目としてカウント

コピー機等3品目① [p.34]



コピー機等3品目に係る判断の基準等の見直しの概要

判断の基準等の改定内容

- カーボンフットプリントを算定した製品(判断の基準く共通事項>①)
 - ② 2段階の判断の基準を設定し、カーボンフットプリントを算定した製品を基準値1として設定(基準値2は判断の基準<共通事項>②~⑤を満たす製品)
 - → 基準値1 (2段階の判断の基準)の適用について1年間(令和6年3月末まで)の経過措置を設定
- カーボン・オフセットされた製品(配慮事項①)
 - ◆ カーボン・オフセットされた製品について配慮事項に設定

コピー機等3品目②



コピー機等3品目に係る判断の基準等

品目	判断の基準等
コピー機	【判断の基準】 <共通事項>
複合機	○ 基準値1は、次の①から⑤の要件を、基準値2は、次の②から⑤の要件をそれぞれ満たすこと。
拡張性のあるデ ジタルコピー機	① 製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②~⑤ 略
	<個別事項> ①及び② 略
	【配慮事項】 ① <u>ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。</u> ②~⑦ 略

備考) 1~18 【略】

19 <共通事項>の基準値1については、令和6年3月31日まで経過措置を設けることとし、この期間においては基準値1の適用はしない。

テレビジョン受信機① [p.95]



テレビジョン受信機に係る判断の基準等の見直し概要

判断の基準等の改定内容

- エネルギー消費効率の強化(判断の基準①及び②)
 - テレビジョン受信機の直近のエネルギー消費効率(年間消費電力量)及び トップランナー基準の達成状況に基づき判断の基準を強化(下表)
 - → 旧測定方法の対象製品に設定していた1年間の経過措置を終了
- カーボンフットプリントを算定した製品(配慮事項①)
 - ◆ カーボンフットプリントを算定した製品について配慮事項に設定

テレビジョン受信機のエネルギー消費効率に係る判断の基準について

区分		判断の基準【年間消費電力量】
パネル種類	画素数	(トップランナー基準達成割合)
	2K未満	トップランナー基準の133/100(約75%)
液 晶	2K以上4K未満	トップランナー基準達成(100%)
	4K以上	トップランナー基準の141/100(約71%) 現行基準据え置き
有機EL	-	トップランナー基準の118/100(約85%)

テレビジョン受信機②



テレビジョン受信機に係る判断の基準等

品目	判断の基準等
サレビジョン受信機	【判断の基準】 ① 液晶パネルを有するテレビジョン受信機(以下「液晶テレビ」という。)にあっては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出した以下の数値を上回らないこと。 ア. 2K未満の液晶テレビにあっては、基準エネルギー消費効率に133/100を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値。 イ. 2K以上4K未満の液晶テレビにあっては、基準エネルギー消費効率の数値。 ウ. 4K以上の液晶テレビにあっては、基準エネルギー消費効率に141/100を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値。 ② 有機ELパネルを有するテレビジョン受信機(以下「有機ELテレビ」という。)にあっては、エネルギー消費効率が表1に示された区分の算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に118/100を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値を上回らないこと。 ③及び④ 略

テレビジョン受信機③



テレビジョン受信機に係る判断の基準等

品目	判断の基準等
テレビジョン受信 機	【配慮事項】 ① 製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②~⑤ 略

電気便座① [p.98]



電気便座に係る判断の基準等の見直しの概要

判断の基準等の改定内容

- 暖房便座を対象から除外(備考1⑥)
 - 暖房用のみの機能を有する便座(暖房便座)を対象から除外
 - → 暖房便座は既に出荷量も少なく、縮小傾向にあることから対象から除外
- カーボンフットプリントを算定した製品(配慮事項①)
 - カーボンフットプリントを算定した製品について配慮事項に設定

電気便座2



電気便座に係る判断の基準等

品目	判断の基準等
電気便座	【判断の基準】 〇 エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。
	【配慮事項】 ① 製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②~⑤ 略

- 備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする<u>「電気便座」に含まれないものとする</u>。
 - ①~⑤ 【略】
 - ⑥ 暖房用の便座のみを有するもの
 - 2~4 【略】

エアコンディショナー① [p.102]



エアコンディショナーに係る判断の基準等の見直しの概要

判断の基準等の改定内容

- 家庭用エアコンディショナー及び業務用エアコンディショナーに分割
 - ◆ 従前の「エアコンディショナー」を「家庭用エアコンディショナー」及び 「業務用エアコンディショナー」の2品目に分割
 - → 省エネ法のトップランナー基準や基準内容、フロン排出抑制法の指定製品における目標年度が異なっていることから、家庭用と業務用に分けて検討することが効率的であるとの判断
- 家庭用エアコンディショナー及び業務用エアコンディショナーのそれぞれについて判断の基準を見直し(次スライド参照)

エアコンディショナー2



家庭用エアコンディショナー

- 新たなトップランナー基準(2027年度目標)を踏まえ、エネルギー消費効率に係る判断の基準を見直し
 - ▶ 新たなトップランナー基準に基づく区分への変更及びエネルギー消費効率に係る 目標値を判断の基準として設定

業務用エアコンディショナー

- 低GWP冷媒への早期の切替を促進する観点から、冷媒に使用されるフロンの地球温暖化係数に係る判断の基準等を見直し(ビル用マルチエアコンディショナーついては**2段階の判断の基準**を設定)
 - ▶ ビル用マルチエアコンディショナー[※](目標年度2025年度)についてGWP750 以下を2段階の判断の基準の基準値1として設定
 - ◆ 新たに冷房能力が3^トン/日以上の店舗・事務所用エアコンディショナー(ビル用マルチエアコンディショナー及びターボ冷凍機を除く)についてGWP750以下を判断の基準として設定
- ※ 新設及び冷媒配管一式の更新を伴うものに限り、冷暖同時運転型や寒冷地用等を除く

ビル用マルチエアコンディショナーにおける2段階の判断の基準への適合判断について

	トップランナー基準達成	トップランナー基準の 88%レベル達成	トップランナー基準の 88%レベル未達成
冷媒のGWP750以下	基準値1	基準値1	適合しない
冷媒のGWP750超過	基準値1	基準値2	適合しない

エアコンディショナー③

4

略



エアコンディショナーに係る判断の基準等

品目	判断の基準等
家庭用エアコン	【判断の基準】
ディショナー	① 家庭用エアコンディショナーにあっては、エネルギー消費効率が表1に示
学 変ローフー 、	された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した数
業務用エアコン	値を下回らないこと。
ディショナー	→ 省エネ法の <u>トップランナー基準達成レベル</u>
	② 業務用エアコンディショナーにあっては、基準値1はアの要件を、基準値
	<u> 2はイの要件を満たすこと。ただし、ビル用マルチエアコンディショナー</u>
	については、アの要件を満たすこと又はイの要件及び③の要件を満たすこ
	とで基準値1の要件とする。
	ア、エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー
	消費効率又は算定式を用いて算定した数値を下回らないこと。
	→ 省エネ法の <u>トップランナー基準達成レベル</u>
	イ. エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー
	消費効率又は算定式を用いて算定した数値に88/100を乗じて小
	数点以下 1 桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。
	→ 省エネ法の トップランナー基準88%達成レベル
	③ 冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は750以下であること。
	→ ビル用マルチエアコンについては判断の基準②イ及び判断の基
	準③を満たす場合は基準値1

72

エアコンディショナー4



エアコンディショナーに係る判断の基準等

品目	判断の基準等
家庭用エアコン ディショナー	【配慮事項】 ①~⑥ 略
業務用エアコン ディショナー	

備考) 1及び2 【略】

- 3 「ビル用マルチエアコンディショナー」とは、分離型であってマルチタイプのもののうち、 室内機ごとに空気の温度又は湿度を調整することができるものをいう。
- 4 判断の基準③については、経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則(平成27年経済産業省令第29号)第3条に規定する家庭用エアコンディショナー及び店舗・事務所用エアコンディショナーのうち、「エアコンディショナーの製造業者等の判断の基準となるべき事項」(平成27年経済産業省告示第50号)により目標値及び目標年度が定められる製品(中央方式エアコンディショナーのうち遠心式の圧縮機を用いるものを除く。)に適用するものとする。なお、業務用エアコンディショナーのうち、ビル用マルチエアコンディショナーの基準値2の場合は、本項の判断の基準を適用しない。

5~9 【略】

LED照明器具① [p.119]



LED照明器具に係る判断の基準等の見直しの概要

- 非常用照明装置のうち専用型のものが対象外である旨明記(備考1)
 - 非常用の照明装置(建築基準法に定める構造のもののうち停電時のみに点灯 する専用型)は対象外である旨備考に明記
- カーボンフットプリントを算定した製品(配慮事項①)
 - ◆ カーボンフットプリントを算定した製品について配慮事項に設定
- カーボン・オフセットされた製品(配慮事項②)
 - ◆ カーボン・オフセットされた製品について配慮事項に設定

LED照明器具②



LED照明器具に係る判断の基準等

品目	判断の基準等
LED照明器具	【判断の基準】 ①~④ 略 【配慮事項】 ① 略 ② 製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ③ ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。 ④~⑦ 略

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「LED照明器具」とは、照明用白色LEDを用いた、つり下げ形、じか付け形、埋込み形及び壁付け形として使用する照明器具並びに投光器及び防犯灯とする。ただし、従来の蛍光ランプで使用されている口金と同一形状の口金を有するLEDランプを装着できる照明器具のうち、口金を経てLEDランプへ給電する構造を持つ照明器具については、当面の間、対象外とする。。また、「誘導灯及び誘導標識の基準」(平成11年消防庁告示第2号)に定める誘導灯又は建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第126の5に定める非常用の照明装置のうち、蓄電池や非常用電源により停電時のみ点灯する専用型は、LED照明器具には含まれないものとする。

2~20 【略】

電球形LEDランプ① [p.123]



電球形LEDランプに係る判断の基準等の見直しの概要

- 電球形蛍光ランプの削除及び品目名称の変更
 - 電球形蛍光ランプを特定調達品目から削除するとともに、品目名称を「電球形状のランプ」から「電球形LEDランプ」に変更
 - → 「水銀に関する水俣条約」における水銀使用製品等の廃止期限等を踏まえ、 電球形蛍光ランプを削除。また、40形直管蛍光ランプ、蛍光ランプを使用した蛍光灯機能提供業務についても併せて特定調達品目から削除
- **タイプⅠ環境ラベル(エコマーク認定基準)の活用(判断の基準②)**
 - <u>エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの</u>であることを判断の基準として記載。また、エコマークの対象であるE17口金、E26口金及び GX53 口金のランプに対象を拡大
 - → エコマーク認定基準 (商品類型No.150「電球形LEDランプ Version1」)
- カーボンフットプリントを算定した製品(配慮事項①)
 - カーボンフットプリントを算定した製品について配慮事項に設定
- カーボン・オフセットされた製品(配慮事項②)
 - **カーボン・オフセットされた製品について配慮事項に設定**

電球形LEDランプ②

3

略



電球形LEDランプに係る判断の基準等

品目	判断の基準等
電球形LEDラン プ	【判断の基準】 ○ 次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 次の要件を満たすこと。 ア. 口金の種類がE26、E17又はGX53の場合は、表1に示された光源色の区分ごとの基準を満たすこと。 イ. 上記ア以外の場合は、ランプ効率が表2に示された光源色の区分ごとの基準を満たすこと。ただし、ビーム開きが90度未満の反射形タイプの場合は、ランプ効率が50lm/W以上であること。ウ. 演色性は平均演色評価数Raが70以上であること。 エ. 定格寿命は40,000時間以上であること。ただし、ビーム開きが90度未満の反射形タイプの場合は、30,000時間以上であること。 ② エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。
	【配慮事項】 ① 製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ② ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。

電球形LEDランプ③



- 備考)
-) 1 本項の判断の基準の対象とする「電球形LEDランプ」は、電球用のソケットにそのまま使用可能なランプであって、一般照明として使用する白色LED使用の電球形状のランプとする。ただし、振動又は衝撃に耐えることを主目的とするもの、人感センサ、非常用照明(直流電源回路)等は除く。
 - 2「口金の種類がE26、E17又はGX53」とは、JIS C 8158 (一般照明用電球形LEDランプ (電源電圧50V超)) に規定する口金の種類を表す記号が「E26、E17又はGX53」であるものをいう。
 - 3~6 【略】
 - 7 判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務 局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型No.150「電球形LEDランプ Version1」に係る認定基準をいう。
 - 8~11 【略】



消火器に係る判断の基準等の見直しの概要

- タイプ I 環境ラベル(エコマーク認定基準)の活用(判断の基準②)
 - <u>エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの</u>であることを判断の基準として記載
 - → エコマーク認定基準(商品類型No.127「消火器 Version2」)
- カーボンフットプリントを算定した製品(配慮事項②)
 - ◆ カーボンフットプリントを算定した製品について配慮事項に設定
- 再生プラスチックの使用及び使用後の再使用、再生利用(配慮事項③)
 - 消火器の設置台又は収納箱等への再生プラスチックの使用及び製品の使用後の再使用、再生利用について配慮事項として設定
 - → 消火器の設置台等を併せて導入する場合
- 包装又は梱包の単一素材化(配慮事項④)
 - 製品の包装又は梱包の可能な限りの単一素材化について配慮事項に設定
- 設置、保守及び廃棄処理等の一括リース発注の促進(備考8)
 - 消火器の設置、保守及び廃棄までを一括して行う役務の調達の検討



消火器に係る判断の基準等

判断の基準等
断の基準】 次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 次の要件を満たすこと。 ② ア・消火薬剤に、再生材料が重量比で40%以上使用されていること。 イ・製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ② エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 ② エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 ② 虚事項】 ・③ 略 製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 消火器の設置台又は収納箱等にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが使用されていること。また、使用後に製品とともに回収され、再使用、再生利用が行われること。 製品の包装又は梱包は、可能な限り単一素材化が図られていること。また、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮
されていること。 略

消火器③



備考) 1及び2 【略】

3 <u>判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型No.127「消火器 Version2」</u>に係る認定基準をいう。

4及び5 【略】

6 <u>調達を行う各機関は、消火器の設置、保守及び廃棄までを一括して行う役務の調達につい</u>て検討を行うこと。

ベッドフレーム① [p.150]



ベッドフレームに係る判断の基準等の見直しの概要

- タイプ I 環境ラベル (エコマーク認定基準)の活用 (判断の基準④)
 - ◆ <u>エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの</u>であることを判断の基準として記載
 - → エコマーク認定基準(商品類型No.130「家具 Version2」)
- 耐久性向上に係る環境配慮設計の実施(配慮事項①)
 - 長期使用の観点から、現行の修理及び部品交換が容易であることに加え、新たに耐久性の向上を配慮事項に追加

ベッドフレーム(2)



ベッドフレームに係る判断の基準等

品目	判断の基準等
ベッドフレーム	【判断の基準】 ○ 金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は①、木質の場合は②、紙の場合は③の要件を満たすこと、又は④の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は②ア、イ及びウ、紙が含まれる場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。 ①~③ 略 ④ エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ① 修理及び部品交換が容易、耐久性の向上等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用若しくは材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。。 ②~⑤ 略

備考) 1~19 【略】

- 20 <u>判断の基準④の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型No.130「家具 Version2」に</u>係る認定基準をいう。
 - 21 【略】



カーペット等に係る判断の基準等の見直しの概要

- カーボンフットプリントを算定した製品(配慮事項①)
 - ◆ カーボンフットプリントを算定した製品について配慮事項に設定
- カーボン・オフセットされた製品(配慮事項②)
 - カーボン・オフセットされた製品について配慮事項に設定

ニート・ルハンチカーへ。ット、タフテット・カーへ。ット、織じゅうたん②



カーペット等に係る判断の基準等の見直し

品目	判断の基準等
ニードルパンチ カーペット タフテッドカー	【判断の基準】 〇 ニードルパンチカーペットにあっては、①又は②の要件を、タフテッドカーペット及び織じゅうたんにあっては①の要件を満たすこと。 ①及び② 略
織じゅうたん	 【配慮事項】 ① 製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ② ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。 ③ 略

輸配送、旅客輸送(自動車)、引越輸送※



運輸関連分野3品目に係る配慮事項の見直しの概要

判断の基準等の改定内容

- 電動車等の導入目標の設定及び導入の推進並びに輸配送等の実施等
 - 電動車等又は低燃費・低公害車の導入目標の設定、導入の推進。電動車等又は低燃費・低公害車による輸配送(/旅客輸送/引越輸送)の実施

「輸配送」に係る配慮事項の場合

品目	判断の基準等
輸配送	【判断の基準】 ①~⑦ 略 【配慮事項】 ① 略 ② <u>電動車等又は</u> 低燃費・低公害車の <u>導入目標を設定するとともに、</u> 導入を推進していること。また、可能な限り <u>電動車等又は</u> 低燃費・低公害車による <u>輸配送が実施</u> されていること。 ③~⑫ 略

機密文書処理、飲料自動販売機設置、会議運営※ 9



機密文書処理等に係る配慮事項の見直しの概要

判断の基準等の改定内容

- 電動車等による運搬の実施等
 - 電動車等又は低燃費・低公害車による運搬等の実施

「機密文書処理」に係る配慮事項の場合

品目	判断の基準等
機密文書処理	【判断の基準】 ①~③ 略
	【配慮事項】 ①~③ 略 ④ 可能な限り <u>電動車等又は</u> 低燃費・低公害車による <u>運搬が行われる</u> こと。

クリーニング① [p.253]



クリーニングに係る判断の基準等の見直しの概要

- 電動車等による集配等の実施
 - 電動車等又は低燃費・低公害車による集配等の実施
- プラスチック製ハンガーへの再生プラスチックの使用(配慮事項⑤)
- 衣類カバーの薄肉化等の減量化(配慮事項⑥)
- プラスチック製の袋への再生プラスチックの使用の追加(配慮事項⑦)
 - ◆ クリーニングにおいて<u>使用されるプラスチックの削減</u>、再生プラスチックの 使用促進等を図るための取組を配慮事項として設定

クリーニング2



クリーニングに係る判断の基準等

品目	判断の基準等
クリーニング	判断の基準
	ること。 8 略

【参考】グリーン購入法基本方針における 印刷用紙の取扱いについて



- 昨今、国内の古紙需給環境の変化に伴い、グリーン購入法の基準を満たす印刷用紙の調達が困難な状況を確認
- 各府省庁や地方公共団体等宛に、 印刷用紙の取扱いに関する事務連 絡を発出
- 印刷用紙の調達が困難となる場合には、業務・事業の継続を確保するため、代替品の納入を認める契約後においても同様の取扱いとする

グリーン購入法基本方針における印刷用紙の取扱いについて

令和4年12月14日 グリーン購入法 関係省庁等連絡会議決定

グリーン購入法が定める特定調達物品等の調達については、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に基づき国及び独立行政法人等(以下「国等」という)にて作成した調達方針に沿って実施することを原則としている。昨今、国内の古紙需給環境の急激な変化に伴い、グリーン購入法の判断の基準を満たす印刷用紙(以下、「特定調達物品」という)の入手が困難な状況にある。この状況に鑑み、印刷用紙の調達において特定調達物品の調達が困難となる場合には、国等の業務・事業の継続を確保するため、代替品の納入を認めることとする。また、契約を行った後に、特定調達物品の納入が難しいことが確認できた場合も、同様の取扱いをすることとする。

あわせて、前記対応を行った場合は、経緯を整理するなど国等にて必要な措置を 講ずるものとし、会計年度終了後取りまとめる調達実績の概要において、古紙需給 環境の影響で特定調達物品等の調達が困難であった旨を注記するものとする。

なお、当該決定については、地方公共団体等に参考送付するものとする。

